

一般財団法人松本市スポーツ協会事務局職員の感染症予防実施要項

(目的)

第1条 この要項は、一般財団法人松本市スポーツ協会（以下「この法人」という。）事務局の業務継続を確保するため、この法人が雇用する事務局職員（臨時職員を含む）の感染症予防の実施について定めるものとする。

(事務局長の責務)

第2条 この法人の処務規程第3条第1項に基づき、事務局長は国内において感染が予測され、または発生し、国等が啓発する感染症の予防対策を講じると共に、国等が予防接種を推奨する感染症については事務局職員が予防接種を受ける環境を整えなくてはならない。

(事務局職員の責務)

第3条 この法人の事務局職員は感染症予防のため、国等が啓発する感染症の予防に努めると共に、医師の診断により予防接種が可能であるとされた場合には、法令等に反しない限り予防接種を受けるよう努めるものとする。

(対象とする感染症)

第4条 この要項において対象とする感染症は次のいずれかに該当する感染症とする。

- (1) 国が定める季節性インフルエンザ
- (2) 新型インフルエンザ等、国内においての感染が予測され、または発生し、国等が予防接種を推奨する感染症
- (3) この法人の会長が、予防接種を必要と認める感染症

(予防接種の時期)

第5条 この法人の事務局長及び事務局職員は、国等の推奨する時期に予防接種を受けるよう努めなければならない。

(予防接種費用の負担)

第6条 この要項に定める予防接種の費用は、予算総額の範囲内において全額この法人が負担するものとする。ただし、事務局長の職務を行っている専務理事は自己負担とする。

附 則

この要項の施行前2月以内に予防接種を受けている場合、この要項を準用する。

附 則

この要項は、令和元年11月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年6月26日から施行する。